

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

高 鍋 町

高鍋町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月1日

高 鍋 町 長
高 鍋 町 議 会 議 長
高 鍋 町 教 育 委 員 会
高鍋町選挙管理委員会
高 鍋 町 代 表 監 査 委 員
高 鍋 町 農 業 委 員 会

高鍋町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、高鍋町長、高鍋町議会議長、高鍋町教育委員会、高鍋町選挙管理委員会、高鍋町代表監査委員、高鍋町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 目的

本町女性職員の活躍の推進と、家庭の事情に関わらず、仕事と家庭との両立を図ることができるよう、全ての職員が能力を十分に発揮できる職場環境を整備することを目的とする。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

ただし、期間中においても社会情勢の変化や計画の進行状況等に適切に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

3. 計画の実施状況の公表

計画の項目での取組や実績などの実施状況については、高鍋町ホームページへの掲載により公表することとする。

4. 具体的な取組事項

【働きやすい職場環境の実現に向けた取組】

目 標 令和12年度末までに、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得することが可能な男性職員の休暇取得率100%を確保し、2週間以上の育児休業取得率を85%にする。

取 組 すべての職員が育児に関する休暇制度等を十分に理解し、広く周知を図るとともに、男性職員も積極的に子育てに参加できる環境づくりに取り組む。

【女性職員の活躍推進に向けた取組】

目 標 令和12年度末までに、係長にある職員に占める女性職員の割合を、令和7年度実績（36.84%）より引き上げ40%以上にする。

取 組 係長・課長補佐・課長の各役職段階へ女性職員の更なる登用を念頭に置き、外部研修（市町村派遣実務研修、自治大学校、市町村アカデミー等）への積極的な受講を女性職員へ推奨し、職位における職務を遂行できる人材の育成を強化する。

【女性の健康上の特性に係る取組】

目 標 女性の健康上の課題について理解のある働きやすい職場環境づくりに努める。

取 組 性差の影響による健康上の課題は女性の就労への影響が大きいことから、女性の健康上の特性について理解を深める研修・啓発等の取組を促進する。

5. 計画の推進

本計画の推進にあたって、毎年度の進捗状況や達成状況の検証を行うなどPDCAサイクルを繰り返しながら、計画の着実な推進及び見直しを行う。